

みんなが手をつなぐために

～沖縄の少女が問いかけるもの～

問い合わせ 人権・男女共同推進課 ☎09136

こわいよ
かわいそうだよ
せんそうのはんたいはなに？
へいわ？
へいわってなに？
きゆうにこわくなって
おかあさんにくっついた
あたたかくてほしかった
これがへいわなのかな

びじゅつかんへお出かけ
おじいちゃんや
おばあちゃんも
いっしょに
みんなでお出かけ
うれしいな
こわくてかなしい絵だった
たかさんの人がしんでいた
小さな赤ちゃんや、おかあさん
風ぐるまや
チョウチョの絵もあったけど
とてもかなしい絵だった
おかあさんが、
七十七年前のおきなわの絵だと言った
ほんとうにあったことなのだ
たかさんの人たちがしんできて
ガイコツもあった
わたしとおなじ年の子どもが
かなしそうに見ている

第三十二回「児童・生徒の平和メッセージ」詩部門
令和四年沖縄全戦没者追悼式「平和の詩」朗読作品
「こわいをして、へいわがわかった」
小学校低学年の部 最優秀賞

おねえちゃんとかんかした
おかあさんは、二人の話を聞いてくれた
そして仲なお
これがへいわなのかな
せんそうがこわいから
へいわをつかみたい
ずっとポケットにいれてもっておく
ぜったいおとさないように
なくさないように
わすれないように
こわいをして、へいわがわかった

山内小学校二年 徳元穂菜

「沖縄慰霊の日」の六月二十三日、沖縄県糸満市の平和記念公園で催された沖縄全戦没者追悼式で、沖縄市立山内小二年の徳元穂菜さんが朗読した平和の詩です。

平和に過ごす普段の生活の中で感じたことを、二年生らしい素直なことばで、しかし、戦争の意味、平和の意味を鋭く問いかけることばに、平和への強い決意とメッセージを感じます。

今、ロシアのウクライナ侵攻により、世界中が核の脅威にさらされている現状があります。

テレビやSNSでは毎日のように悲惨な戦争の様子が伝えられています。国を焼かれ平和を奪われた人々を思うとき、世界で唯一の被爆国に暮らす私たちの果たすべき役割とその責任を改めて強く感じます。
原爆の惨禍を経験した人々も高齢化が進み、その歴史の伝承が大きな課題になっています。ウクライナで起こっている戦争の惨劇を他国のことと捉えるのではなく、唯一の被爆国としてもともに痛みを感じていきたいものです。

戦後、長い年月とともに戦争の記憶が薄らいでいる私たちですが、身の周りには、多くの差別や人権侵害の状況が山積しています。「戦争は、最大の差別、人権侵害である」ということばを改めて考えたいと思います。
「せんそうがこわいから
へいわをつかみたい
ずっとポケットにいれてもっておく
ぜったいおとさないように」
二年生の少女が私たちに問いかけています。

（佐方会館 館長）

多文化共生の扉

問い合わせ 国際交流・多文化共生室 ☎0201

「日本語ひろば宮内」の活動がスタートしました

廿日市市で暮らす外国人に安心して暮らしてもらうためには、日常生活に困らないよう日本語能力を身に付けたり、外国人同士あるいは日本人住民と交流できる機会をつくったりすることが大切です。市では、外国人が身近な場で日本語が学べるよう、地域日本語教室を開催しています。

日本語教室が開催されていない宮内地区に新たに開設するため、廿日市市国際交流協会、宮内市民センターと協力して準備を進めてきました。

今年の1月から日本語教室活動希望者に、日本語教室の基礎を学ぶ講座をオンラインで開催した後、受講者同士の対面での交流や実際に他市で日本語教室を運

営している講師のお話を聞くなど、教室立ち上げに向け、気持ちを高めていきました。

最終的に、19人が日本語学習支援者となり、7月から宮内市民センターで地域日本語教室「日本語ひろば宮内」がスタートしました。今までの講座などで学んだことを活かして、支援者同士で考え、協力しながら教室に来た外国人たちと接しています。外国人たちも楽しく日本語を学んでいます。

もし、近くに日本語を学んだり、交流したい外国人がいまいたら、地域日本語教室を案内してください。

教室名	とき	ところ
日本語ひろば宮内	第1・3土曜日 13:30～15:00 第2・4土曜日 18:30～20:00	宮内市民センター
日本語教室 言の葉	毎週火曜日 19:00～20:30	中央市民センター
阿品日本語教室	毎週木曜日 18:30～20:00	阿品市民センター
さくら日本語教室	毎週金曜日 14:00～15:30	市民活動センター
	随時 時間 要相談	
友和日本語教室	第1・3木曜日 18:30～20:00 第2・4土曜日 14:00～15:30	友和市民センター
宮島日本語教室	月1回土曜日 18:00～19:30	宮島まちづくり 交流センター杉之浦



支援者同士で考え、協力しながら、外国人と接しています



地域日本語教室の詳細はこちら



情報公開制度・個人情報保護制度と運用状況

問い合わせ 総務課 ☎9101

情報公開制度とは

市が持っている市政に関する情報（公文書）を、市民の皆さんの請求に応じ、個人情報など保護すべきものを除いて原則として開示する制度です。

個人情報保護制度とは

市が持っている市民の皆さんに関する個人情報の取り扱いのための具体的なルールを定め、本人からの請求に応じて個人情報を開示・訂正・利用停止することができるようになる制度です。

行政資料室などの情報提供

行政資料室（市役所2階）と各支所にある情報公開コーナーでは、各種資料や刊行物など、市政に関する情報を備えて、皆さんが自由に閲覧できるようにしています。

行政資料室などの利用時間

月曜日～金曜日の8時30分～17時15分（土・日曜日、祝・休日、年末年始は利用できません）

令和3年度の公文書の開示請求（申出）の状況

開示請求	開示申出 （※1）	決定などの状況							
		全部開示		部分開示（※2）		不開示（※3）		取下げ	
		請求	申出	請求	申出	請求	申出	請求	申出
62	117	39	14	52	94	18	23	17	5

※1 開示申出とは、条例で定める請求権者（市内に住所がある人など）以外の人からの閲覧などの申し出のことです
※2 部分開示とは、特定の個人を識別できる情報などが含まれていたため、その部分を除いて開示したものです。また、1件の請求に対し複数の決定が行われる場合があることから、請求の件数と決定などの件数の合計は、必ずしも一致しません
※3 決定などに対する行政不服審査法の規定に基づく審査請求は1件ありました

令和3年度の個人情報の開示請求などの状況

開示請求	決定などの状況				訂正請求	利用停止 請求
	全部開示	部分開示	不開示（※3）	取下げ		
14	6	10	2	0	0	

※3 不開示とは、開示することができない情報が含まれており、その開示することができない情報を除いた残りの部分に有意な情報がないことや、開示請求された公文書を市が保有していないことなどを理由として、その全てを開示しないこととしたものです